

○御殿場市育英奨学金貸与規則

平成2年3月31日
教育委員会規則第2号

[注] 平成18年4月から改正経過を注記した。
改正 平成4年2月20日教委規則第1号
平成18年4月25日教委規則第3号
平成22年1月20日教委規則第1号
平成24年12月20日教委規則第3号
平成26年12月22日教委規則第7号
〔題名改正〕
平成27年12月21日教委規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対し、御殿場市育英奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与し、優秀な人材の育成を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成24年教委規則3号・26年7号〕）

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に引き続き3年以上住所を有する者の子であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、大学（短期大学を含み、大学院を除く。以下同じ。）、高等専門学校又は法第124条の専修学校（高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者であること。
- (3) 学業の成績に優れ、修学に堪え得ると認められる者であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。

（全部改正〔平成26年教委規則7号〕）

(奨学金の額及び貸与期間)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、貸与の期間は、その学校における正規の修業期間とする。

- (1) 高等学校 月額1万2,000円
- (2) 大学 月額3万円
- (3) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。） 月額1万2,000円

(4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。） 月額3万円

(5) 専修学校（高等課程に限る。） 月額1万2,000円

(6) 専修学校（専門課程に限る。） 月額3万円

（全部改正〔平成26年教委規則7号〕）

（貸与の方法）

第4条 奨学金は、4月分を合わせて、年3回貸与する。ただし、御殿場市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは4月分を超え、12月以内の分の額を貸与することができる。

（一部改正〔平成24年教委規則3号〕）

（貸与の申請）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 成績証明書、出席状況調書等

2 教育委員会が必要と認めるときは、前項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。

（一部改正〔平成24年教委規則3号・26年7号・27年12号〕）

（選考）

第6条 奨学生の選考は、教育委員会が行い、その結果を奨学生選考結果通知書（様式第2号）により通知する。

（奨学金借用誓約書の提出）

第7条 前条の規定により奨学金の貸与を可とする決定を受けた者は、連帯保証人をたて、直ちに奨学金借用誓約書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

（一部改正〔平成26年教委規則7号〕）

（奨学金の停止）

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止する。

(1) 死亡したとき。

(2) 病気その他の理由により卒業の見込みがないとき。

(3) 学業成績又は素行が不良となったとき。

(4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

（一部改正〔平成24年教委規則3号・26年7号〕）

(届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める届書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 休学し、復学し、又は退学したとき 休学・復学・退学届 (様式第4号)
- (2) 本人、保護者又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき
重要事項変更届 (様式第5号)
- (3) 進学し、又は編入したとき 進学・編入届 (様式第6号)
(一部改正 [平成24年教委規則3号・26年7号])

(奨学金の返還)

第10条 奨学金は、貸与の期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後10年以内に、月賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が退学し、又は奨学金の貸与を停止されたときは、その翌月から前項に準じ、奨学金を返還しなければならない。ただし、返還の期限については、教育委員会が定める。

3 奨学金は、無利子とする。

(一部改正 [平成18年教委規則3号・22年1号・26年7号])

(返還の猶予)

第11条 教育委員会は、奨学生が疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合は、奨学金返還猶予願 (様式第7号) によって相当の期間その返還を猶予することができる。

(一部改正 [平成22年教委規則1号])

(返還の免除)

第12条 教育委員会は、奨学生が死亡したとき、心身の著しい障害により労働能力を喪失し、若しくは労働能力に高度の制限を有し、奨学金の返還が困難であると認められるとき、又は特別な理由があると認めたときは、奨学金返還免除願 (様式第8号) によって奨学金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(一部改正 [平成22年教委規則1号])

(補則)

第13条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(御殿場市育英奨学規則の廃止)

- 2 御殿場市育英奨学規則（昭和47年御殿場市教育委員会規則第2号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(奨学金の額に関する経過措置)

- 3 第3条に規定する奨学金の額は、平成2年度の奨学生から適用し、既に旧規則の規定に基づく奨学生については、なお従前の例による。

(処分及び手続に関する経過措置)

- 4 この規則の施行の際、旧規則の規定によりなされた奨学生の決定その他の処分又は貸与の願い出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成4年2月20日教委規則第1号）

この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成18年4月25日教委規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の際現に改正前の御殿場市育英奨学規則の規定により貸与された奨学金の償還については、改正後の御殿場市育英奨学規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月20日教委規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年2月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定（「当該期間に2年を加えた年数以内」を「起算して1年を経過した後10年以内」に改める部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の御殿場市育英奨学規則の規定により貸与された奨学金を返還している者については、改正後の御殿場市育英奨学規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月20日教委規則第3号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日教委規則第7号）

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日教委規則第12号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

奨 学 金 貸 与 申 請 書						
フリガナ 氏 名			男 女	在学学校		
年 月 日生						
現住所	* 自宅 借家 社宅 借間 その他 御殿場市					
家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業 等	年収(税込)	個 人 番 号
					円	
奨学金希望の理由						
				志望校		
<p>御殿場市育英奨学金の貸与を受けたいので連署して申請します。 なお、奨学生として選抜された上は学業に励み、人格の向上に努め、奨学生としての本分を尽くすことを誓約いたします。 御殿場市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 本人 印</p>						
保護者	氏名			本籍		
	続柄 年 月 日生			現住所		

記入上の注意 ・ *印のところは、該当のものを○で囲む。

様式第2号(第6条関係)

奨学生選考結果通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった御殿場市育英奨学金貸与について
に決定しましたので通知します。

様式第3号(第7条関係)
(表)

奨 学 金 借 用 誓 約 書

御殿場市育英奨学金貸与規則に基づく奨学生として 年 月 日から 年
月 日まで、月額 円、合計 円の奨学金を借り受けます。
なお、借受けの上は、奨学生として上記の規則に誠実に従うことを誓約いたします。

年 月 日

奨学生 住 所
氏 名 印

上記の者が奨学金を借り受けた上は、奨学金の返還その他の義務を誠実に履行させる
ことはもとより、万一義務の不履行その他不都合な行為があるときは、保護者及び連帯
保証人において、その責めに任じます。

御殿場市教育委員会 様

保 護 者 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印

(裏)

奨学金返還明細書			
決定番号	第	号	学校名
本人氏名		生年月日	年 月 日
現住所	電話		
借入期間	年 月～ 年 月	借入総額	円
返還期間	年 月～ 年 月	1回の返還額	円
返還方法	月 賦 半 年 賦		
その他の返還方法			

様式第4号(第9条関係)

休 学・復 学・退 学 届

年 月 日

御殿場市教育委員会 様

学校 年
氏 名 印

下記のとおりお届けします。

- 1 期 日(期間)
- 2 理 由
- 3 最終奨学金受領年月日

住 所
本人氏名 印
住 所
保護者氏名 印

様式第5号(第9条関係)

重 要 事 項 変 更 届

年 月 日

御殿場市教育委員会 様

学校 年
氏 名

御殿場市育英奨学金の貸与を受けておりますが、申請時と下記の事項が変更となりますので届け出ます。

- 1 変 更 事 項
- 2 変 更 年 月 日

住 所
本人氏名 印
住 所
保護者氏名 印

様式第6号(第9条関係)

進 学 ・ 編 入 届

年 月 日

御殿場市教育委員会 様

氏 名

このたび、
き奨学金を貸与くださるようお願いします。

進学
へ編入につき、在学中引き続

住 所
本人氏名 印
住 所
保護者氏名 印

様式第7号(第11条関係)

奨 学 金 返 還 猶 予 願

年 月 日

御殿場市教育委員会 様

住 所
本人氏名 印
住 所
保護者氏名 印

このたび、下記の理由により奨学金の返還が困難となったので、年 月 日
まで猶予くださるようお願いいたします。

理 由

様式第8号(第12条関係)

奨 学 金 返 還 免 除 願

年 月 日

御殿場市教育委員会 様

学校 年
氏 名

このたび、下記の理由により奨学金の返還が困難となったので免除くださるようお願いいたします。

理由(証明となるものを添付する。)

住 所
本人氏名 印
住 所
保護者氏名 印

様式第1号（第5条関係）

（一部改正〔平成26年教委規則7号・27年12号〕）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

（一部改正〔平成22年教委規則1号・26年7号〕）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第11条関係）

（一部改正〔平成22年教委規則1号〕）

様式第8号（第12条関係）

（一部改正〔平成22年教委規則1号〕）